番号						

線
筋
角田市　角田 字 沼南 地内

令和　2　年度

沼南野田前線道路改良工事　　仕様書

本 工 事 費　　円 工 事 価 格　　円 消費税相当額　　円	起　工　理　由
	施 工 方 法 其 の 他
工期　自　令和　2 年　11 月　12 日 至　令和　3 年　3 月　19 日　日間	請負施工

角　田　市

計画構造・仕様概要
施工延長 L=36.5m　幅員 W=5.0m
排水構造物工
落蓋式側溝 3種300A L=13.3m
ﾍﾞﾝﾁﾌﾘｭｰﾑ300　L=13.4m
管渠工(ﾋｭｰﾑ管)　L=14.2m
接続桝　N=4基

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 摘要
道路改良工事01	1	式			
道路土工	1	式			
掘削工	1	式			
掘削 ｵｰﾌﾞﾝｶｯﾄ 土砂 5,000m3未満	7	m3			P 1 号
盛土工	1	式			
路床盛土 2.5m未満	50	m3			P 2 号
路肩盛土 2.5m未満	20	m3			単 1 号
路体外盛土 4.0m以上	5	m3			単 2 号
法面整形工	1	式			
法面整形 盛土部 ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	100	m2			P 3 号
人工張芝	160	m2			P 4 号
排水構造物工	1	式			
作業土工	1	式			
床掘り 土砂 標準	60	m3			P 5 号
埋戻し 最大埋戻幅1m未満	30	m3			P 6 号
基面整正	20	m2			P 7 号
側溝工	1	式			
U型側溝据付け ﾍﾞﾝﾁﾌﾘｭｰﾑI型 30*20*2.0-133kg	13	m			施 1 号
U型側溝据付け 道路用3種 300A 300×300×2000	13	m			施 2 号

角田市

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 摘要
蓋版据付け 道路用3種300 41.2×9.5×50	25	枚			施 3 号
蓋版据付け ｺﾝｸﾘｰﾄ鋼製 40kg/枚以下	1	枚			施 4 号
管渠工	1	式			
ヒューム管(Ｂ形管)据付 外圧管1種 450mm 90° 巻き 基礎砕石有り	14	m			Ｐ 8 号
暗渠排水据付 直管50～150mm	1	式			単 3 号
接続ます工	1	式			
第１号接続桝 600×600×1200	1	基			単 4 号
第２号接続桝 600×600×800	1	基			単 5 号
第３号接続桝 600×600×700	1	基			単 6 号
第４号接続桝 600×600×600	1	基			単 7 号
舗装工	1	式			
アスファルト舗装工(本線部)	1	式			
表層工　t=5cm 再生密粒度As20F	197	m2			Ｐ 9 号
上層路盤工　t=15cm 粒度調整砕石 M-40	203	m2			Ｐ 10 号
下層路盤工　t=20cm 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40	217	m2			Ｐ 11 号
アスファルト舗装工(乗入部)	1	式			
表層工　t=5cm 再生密粒度As20F	112	m2			Ｐ 12 号
路盤工　t=25cm 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40	112	m2			Ｐ 13 号
防護柵工	1	式			

角田市

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 摘要
ガードレール設置(一般用)工	1	式			
防護柵(ガードレール)設置工 土中建込 塗装 Gr-C-4E 曲線部有	8	m			施 5 号
防護柵(ガードレール)設置工(手間のみ) 土中建込 塗装 Gr-C-4E 曲線部無	12	m			施 6 号
防護柵(ガードレール)撤去工 土中建込 Gr-A,B,C-4E	4	m			施 7 号
防護柵工	1	式			
金網・支柱(立入防止柵) 基礎ﾌﾞﾛｯｸ	10	m			P 14 号
擁壁工	1	式			
擁壁工	1	式			
重力式擁壁 一般養生 1m超2m未満 基礎砕石有り 均しｺﾝｸﾘｰﾄ有り	11	m3			P 15 号
区画線工	1	式			
区画線工	1	式			
区画線設置 溶融式手動 実線 15cm 塗布厚1.0mm 白	78	m			施 8 号
区画線設置 溶融式手動 破線 15cm 塗布厚1.0mm 白	6	m			施 9 号
区画線設置 溶融式手動 実線 30cm 塗布厚1.0mm 白	6	m			施 10 号
構造物撤去工	1	式			
構造物取り壊し工	1	式			
舗装版切断 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	27	m			P 16 号
舗装版破砕 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 厚15cm以下	430	m2			P 17 号
殻運搬 舗装版破砕 機械(騒音対策不要、厚15cm以下)	21	m3			P 18 号

角田市

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 摘要
廃棄物処理費(中間･再生):受入料金 [大河原] ｱｽﾌｧﾙﾄ塊	21	m3			
構造物とりこわし･運搬(複合) 鉄筋構造物 機械施工＋ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ10t積級	5	m3			施 11 号
廃棄物処理費(中間･再生):受入料金 [大河原] ｺﾝｸﾘｰﾄ有筋	5	m3			
仮設工	1	式			
工事用道路工	1	式			
掘削 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 土砂 5,000m3未満	300	m3			P 1 号
残土処理工 〃	1	式			
残土処分工	260	m3			単 8 号
アスファルト舗装工(すりつけ部)	1	式			
表層工　t=5cm 再生密粒度As20F	93	m2			P 9 号
路盤工 再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝRC-40	24	m3			単 9 号
仮排水路工	1	式			
暗渠排水管 撤去 波状管及び網状管 200～400mm	11	m			P 19 号
暗渠排水管 撤去 波状管及び網状管 450～600mm	12	m			P 20 号
U型側溝据付け	11	m			施 12 号
消火栓撤去・設置	1	式			単 10 号
安全費	1	式			
安全費	1	式			
交通誘導警備員B		人			

角田市

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 摘要
直接工事費計					
共通仮設費計	1	式			
共通仮設費(率化)	1	式			
共通仮設費率分	1	式			
純工事費	1	式			
現場管理費	1	式			
工事原価	1	式			
一般管理費等	1	式			
工事価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			
合計					

角田市

第　1 号 単価表

路肩盛土 2.5m未満

10　　m3 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
路体(築堤)盛土 2.5m未満	10	m3			P　21 号
計					
単位当たり					

角田市

第　2 号 単価表

路体外盛土 4.0m以上

10　　m3 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
路体(築堤)盛土 4.0m以上 10,000m3未満 障害無し	10	m3			P 22 号
計					
単位当たり					

第　3 号 単価表

暗渠排水据付 直管50～150㎜

1　式 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
暗渠排水管 据付 直管 50～150㎜	7	m			P 23 号
硬質塩化ビニル管 φ100 ゴム輪受口方差し	1	箇所			
計					
単位当たり					

第　4 号 単価表

第１号接続桝 600×600×1200

1　基 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
現場打ち集水桝・街渠桝(本体) 人力打設 0.92m3を超え0.97m3以下	1	箇所			P 24 号
基面整正	1.2	m2			P 7 号
蓋版据付け ｺﾝｸﾘｰﾄ鋼製 40超170kg/枚以下	1	枚			施 13 号
計					
単位当たり					

角田市

第　5 号 単価表

第２号接続桝 600×600×800

1　基 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
現場打ち集水桝・街渠桝(本体) 人力打設 0.46m3を超え0.49m3以下	1	箇所			P 25 号
基面整正	1	m2			P 7 号
蓋版据付け ｺﾝｸﾘｰﾄ鋼製 40kg/枚以下	1	枚			施 14 号
計					
単位当たり					

第　6 号 単価表

第３号接続桝 600×600×700

1　基 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
現場打ち集水桝･街渠桝(本体) 人力打設 0.43m3を超え0.46m3以下	1	箇所			P 26 号
基面整正	1	m2			P 7 号
蓋版据付け ｺﾝｸﾘｰﾄ鋼製 40kg/枚以下	1	枚			施 14 号
計					
単位当たり					

角田市

第　7 号 単価表

第４号接続桝 600×600×600

1　基 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
現場打ち集水桝･街渠桝(本体) 人力打設 0.38m3を超え0.40m3以下	1	箇所			P　27 号
基面整正	1	m2			P　7 号
蓋版据付け ｺﾝｸﾘｰﾄ鋼製 40超170kg/枚以下	1	枚			施　13 号
計					
単位当たり					

角田市

第　8 号 単価表

残土処分工

10　m3 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
土砂等運搬 標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂	10	m3			P 29 号
整地 残土受入れ地での処理	10	m3			P 30 号
計					
単位当たり					

角田市

第　9 号 単価表

路盤工 再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝRC-40

1　m3 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
再生クラッシャーラン RC-40	1.27	m3			
計					
単位当たり					

角田市

第　10 号 単価表

消火栓撤去・設置

1　式 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
消火栓撤去・設置	1	式			
計					
単位当たり					

角田市

ー 特 記 仕 様 書 ー

施 工 条 件 明 示 書

工事番号		工事名	令和2年度　沼南野田前線道路改良工事	事務所名	宮城県角田市

項　目	条　件	内　容	施 工 方 法	備　考
1 共通仕様書の適用	本工事は，宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか，本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は，「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。			
2 主任技術者及び監理技術者（以下，配置技術者という。）の配置				
(1) 現場施工に着手する日の指定	○ ある	平成　年　月　日　又は　契約日から○○日以内		
	◉ ない	請負者は，現場施工に着手する日の指定がない限り，原則として，契約書に定める工期の初日から30日以内に現場施工に着手しなければならない。（共通仕様書第1編共通編第1章総則1－1－8）		
	上記現場施工に着手する日の前日までの期間において，工事準備等を含め工事現場が不稼動であることが明確な場合は，配置技術者の工事現場への専任は要しない。「建設工事等の入札・契約制度の運用について」（平成21年8月31日付け出契第410号）			
3 工程関係				
(1) 関連工事による施工時期の調整	○ ある　◉ ない			
(2) 施工時期による制限	○ ある　◉ ない	官公庁の休日については、作業を行わないものとする。但し、上記工事との調整により、施工を行う必要が生じた場合は協議事項とする。	監督職員と協議を行い施工すること。	
(3) 関係機関との協議等の未成立	◉ ある　○ ない	警察（交通管理者）及び農業委員会	監督職員と協議を行い施工すること。	
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加	◉ ある　○ ない	上記機関の結果による。	監督職員と協議を行い施工すること。	
4 公害対策関係				
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	○ ある　◉ ない	各関係法令、条例による。	監督職員と協議を行い施工すること。	
5 安全対策関係				
(1) 交通安全施設等の指定	○ ある　◉ ない	警察協議の回答及び保安施設設置計画書による。	監督職員と協議を行い施工すること。	
(2) 占用埋設物との近接工事による施工方法、作業時間の制限	○ ある　◉ ない	施工に際し関係機関との調整・確認を行い施工すること。	監督職員と協議を行い施工すること。	
6 排水工関係				
(1) 濁水,湧水処理のための特別な対策の必要性	○ ある　◉ ない			
7 建設副産物対策関係				
(1) 共通事項	下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は，監督職員と協議すること。また，処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。			
(2) 建設発生土情報交換システム登録対象工事	○ ある　◉ ない	土量，土質，土工期等に変更が生じた都度，当該システムのデータ更新を行うこと。 （搬出量で1,000m3以上，搬入量で500m3以上）		

				処理・処分する場所	処理・処分方法	距　離	制 限 時 間	
	処理・処分		◉ ある　○ ない	自由処分		2.0 km	8 時 30 分 ～ 17 時 00 分	
(3) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	コンクリ ート塊	◉ ある　○ ない	角田市角田字風呂74-3		5.7 km	8 時 30 分 ～ 17 時 00 分	
			工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。					
		アスファルト塊	◉ ある　○ ない	角田市角田字風呂74-3		5.7 km	8 時 30 分 ～ 17 時 00 分	
		建設発生木材	○ ある　◉ ない			km	時　分 ～ 時　分	
		建設汚泥	○ ある　◉ ない			km	時　分 ～ 時　分	
		その他	○ ある　◉ ない			km	時　分 ～ 時　分	
(4) 再生材の利用			◉ ある　○ ない	種類・数量	再生密粒度As20F、再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝRC-40			

8 工事現場のイメージアップ	○ ある　◉ ない	イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。	
9 品質証明			
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ ある　◉ ない	土木工事共通特記仕様書第3編1－1－9および品質証明実施要領によること。	
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ ある　◉ ない		
10 標準的な設計図書による発注方式	○ ある　◉ ない	土木工事共通特記仕様書第3編1－1－14によること。	
11 資材関係			
(1) 生コンクリート	生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。		
(2) 宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。	○ ある　◉ ない	1.暗渠排水管，植生基盤材等，及び視線誘導標は，宮城県グリーン製品を用いること。	
	○ ある　◉ ない	2. 盛土材,埋め戻し材	
	○ ある　◉ ない	3. その他（　　）	
	○ ある　◉ ない	4. その他（　　）	
(3) 現場吹付法枠工	吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は，18N/mm2以上とする。		
12 その他			
(1) 舗装の下請制限について	○ ある　◉ ない	土木工事共通特記仕様書第1編1－1－3によること。	
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無	○ ある　◉ ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）も同様の義務を負う旨を周知すること。	
(3) 三者会議の対象の有無	○ ある　◉ ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1－1－5によること。	
(4) 貸与資料の有無	○ ある　◉ ない	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。	
(5) 工事写真の電子化の対象の有無	○ ある　◉ ない	本工事の工事写真の作成は，原則として，デジタル写真管理情報基準(案)に基づき電子とすること。ただし，予定価格が8，000万円未満の場合は，監督員との協議により，従来の紙による作成も認めることとする。	

特 記 事 項

項　　目	内　　容	施 工 方 法	備　考
1 住民への配慮について			
(1) 工事区間における対応	・ 当該路線は、一般車両及び歩行者の通行もあることから、工事周知看板を設置し、施工中のトラブルの防止に努める。 ・土砂搬出に伴うダンプ運搬について、公道通行時の法定速度の遵守、右左折時の安全確認の徹底に努める。 ・付近の環境に配慮し、粉塵対策として、工事区間内及び公道の清掃に努めるものとする。	保安施設設置計画書を立案し、監督職員の承諾を得て、看板等を設置すること。	
(2) 住民への配慮	・工事実施に先立ち、関係住民への事前説明(チラシ等の配布)の周知徹底すること。	監督職員と協議を行った上で、事前説明方法を検討し、工事中のトラブル発生の防止を図ること。	
(3) 現場内の管理	・ 現場内の管理を徹底し、事故を未然に防止すること。	諸法令を熟知し、現場に即した措置を講じること。	
2 建設副産物の処理			
(1) 建設副産物処理の報告	・本工事で発生した建設副産物等の処理については、設計計上されていないものに関しても「建設廃棄物処理計画書」を作成すること。	建設廃棄物等を処理した場合は「建設廃棄物等処理結果報告書」、「マニュフェスト」、「処理状況写真」を提出のこと。	
(2) 建設副産物の取り扱いについて	・本工事において発生する建設副産物等の処理については、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進書を作成し施工計画書に含めなければならない。	共通仕様書1-1-5に基づき施工計画書に明記すること。	
3 施工条件について			
4 その他			
(1) 契約終了後の提出物について	下記のとおりとする 1) 施工計画書 2) 保安施設設置計画書(警察協議)について、契約終了後速やかに提出を行うこと。	監督職員と協議の上提出すること。	
(2) 共通仕様書、マニュアルについて	内容について必ず確認すること。 1. 共通仕様書　:令和2年10月1日以降適用 2. 土木設計マニュアル　:平成26年4月1日以降適用		
(3)角田市建設工事等の契約に関する暴力団排除措置要綱について	1. 暴力団等の排除について (1) 乙が、この契約の履行期間中に角田市建設工事等の契約に関する暴力団排除措置要綱(平成20年11月1日施行。以下「排除措置要綱」という。)別表の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。 (2) 乙は、排除措置要綱別表の措置要件に該当し、角田市から指名除外措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められるときは、当該下請負契約等の解除を求めることがある。 (3) 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員及び暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに市長に報告するとともに、警察へ通報をしなければならない。 また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、当該下請負人等に対し、市長に報告するとともに警察への通報を行うよう指導しなければならない。 (4) 乙は、(3)に定める報告及び通報により、本市が行う調査並びに警察が行う調査及び捜査に協力しなければならない。 なお、暴力団員等からの不当要求又は妨害を受け、発注者への報告、関係機関への通報及び捜査協力が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。		